

A 3 - 3 0

5 年 保 存 (常)
(令 和 6 年 12 月 31 日 まで)

F N . A 3 - 2 - 0

鹿 相 第 1 6 6 号

鹿 少 第 1 0 1 号

鹿 捜 一 第 1 4 2 号

令 和 元 年 7 月 8 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担当	被害者支援係	TEL	
----	--------	-----	--

犯罪被害者等に対する診断書等公費負担制度の実施要領について（通達）
犯罪被害者診断書等手数料支払制度については、「犯罪被害者等に対する診断書等公費負担制度の実施要領について（通達）」（平成29年10月13日付け鹿相第118号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、このたび、公費負担の支払対象事件等を一部見直し、下記のとおり運用することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和元年7月8日から施行し、旧通達は廃止する。

記

1 制度の趣旨

犯罪の被害者及びその遺族（以下「被害者等」という。）は犯罪に遭ったことによる肉体的・精神的被害に加え、診察、治療に係る費用等経済的負担も強いられている現状にあることから、犯罪の捜査に必要な診断書又は死亡診断書若しくは死体検案書（以下「診断書等」という。）の手数料を公費で負担することにより、被害者等の経済的・精神的負担軽減を図るものである。

2 支払対象

支払対象は、次に掲げる事件のうち署長が支出を必要と認めたものとする。

- (1) 殺人罪（未遂を含む。）
- (2) 強盗致死傷罪（未遂を含む。）
- (3) 強盗・強姦性交等罪及び強盗・強姦性交等致死罪（未遂を含む。）
- (4) 強姦性交等罪（未遂を含む。）
- (5) 強制わいせつ罪（未遂を含む。）
- (6) 準強制わいせつ罪及び準強姦性交等罪（未遂を含む。）
- (7) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（未遂を含む）
- (8) 強制わいせつ等致死傷罪
- (9) 未成年者等略取及び誘拐罪（未遂を含む。）
- (10) 営利目的等略取及び誘拐罪（未遂を含む。）
- (11) 身の代金目的略取及び誘拐罪（未遂を含む。）
- (12) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（未遂を含む。）
- (13) 人身売買罪（未遂を含む。）

- (14) 逮捕及び監禁罪
- (15) 逮捕等致死傷罪
- (16) 傷害致死罪
- (17) 傷害罪のうち傷害の程度が全治1か月以上のもの。ただし、児童虐待事件で、署長が本部事件主管課長及び相談広報課長と協議して、公費支出をすることが妥当であると認める場合は、傷害の程度にかかわらず、支払の対象とする。
- (18) 上記の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち傷害の程度が全治1か月以上のもの（交通事故事件に係るものを除く。）

3 本制度の適用除外

被害者が次のいずれかに該当する場合は、本制度を適用しないものとする。

- (1) 被害者が本制度の適用を希望しない場合
- (2) 被害者に当初から被害申告の意思がない場合
- (3) 被害者に当該犯罪行為を誘発する行為があった場合
- (4) 被害者に当該犯罪行為を容認する行為があった場合
- (5) 被害者が集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属し、又は属していたことが被害の原因である場合
- (6) その他公費支出することが社会通念上、適切でないと認められる場合

4 支払額

診断書等手数料の実費とし、診察、治療に係る費用は含まない。ただし、公費負担することが妥当であると認める児童虐待事件については、初診時にかかる費用を含む。

5 支払方法

支払は、原則として口座振替払いとする。

6 申請手続

- (1) 署長は、2に掲げる事件の発生に際し、公費を負担する妥当性について、本部事件主管課長と協議すること。
- (2) 署長は、犯罪被害者等に係る診断書手数料等の予算配賦について（依頼）（別記様式）に必要事項を記載の上、医療機関からの請求書の写しを添付し、速やかに本部事件主管課長に申請すること。
- (3) 本部事件主管課長は、上記申請に基づき、警務部会計課長へ予算令達を依頼すること。
- (4) 各署から別記様式を受理した本部事件主管課は、その写しを警務部相談広報課被害者支援室に送付すること。

7 運用上の留意事項

- (1) 2に掲げる事件に該当する場合であっても、被害者が、被害申告の際、既に診断書等の手数料を支払っている場合は対象外とする。
- (2) 公費を負担する妥当性の判断に当たっては、被害者の事件に対する責任の有無、暴力団関係者の関与の有無等を基準にして適正な支出に努めること。
- (3) この制度により診断書を徴する場合は、原則として、「犯罪捜査規範施行細則の解釈及び運用について（通達）」（平成29年12月13日付け鹿刑企第145号ほか）に規定する診断経過書（別記第14号様式）によること。

別記様式（6 関係）

1	年	未	満	保	存
(年	月	日	まで)	
A	3	-	2	-	1
			号		外
	年		月		日

殿

				署	長
担当		TEL			

犯罪被害者等に係る診断書手数料等の予算配賦について（依頼）
見出しのことについては、下記のとおり予算配賦を依頼する。

記

1 配賦依頼額

円

事件被害者の 料（例：診断書，死亡診断書，死体検案書）

2 事案の概要

(1) 発生日時

(2) 発生場所

(3) 被害者

(4) 被疑者（被害者との関係の有無）

(5) 概要

3 その他

医療機関からの請求書の写しを添付する。